

# 令和 7 年度和歌山県障害者ピアサポート研修（基礎・専門）実施要領

## 1. 研修の目的

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的として実施する。

## 2. 研修内容

別紙プログラム参照

## 3. 研修日程

| 研修名  | 日程                                         | 会場                                                         |
|------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 基礎研修 | 令和 7 年 9 月 1 0 日（水）<br>令和 7 年 9 月 1 1 日（木） | 和歌山県勤労福祉会館プラザホール<br>3 階 会議室 1, 2, 3<br>（和歌山市北出島 1 丁目 5-47） |
| 専門研修 | 令和 7 年 1 2 月 1 日（月）<br>令和 7 年 1 2 月 2 日（火） | 和歌山県勤労福祉会館プラザホール<br>2 階多目的室、中会議室<br>（和歌山市北出島 1 丁目 5-47）    |

※基礎研修・専門研修の 4 日間全て受講していただきます。

なお、専門研修の受講には基礎研修を修了していることが要件となります。

## 4. 受講対象者

- （1）和歌山県内の障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等において、現に雇用されているピアサポーター（雇用されている方の常勤、非常勤は問いません。）または、今後雇用が見込まれる方
- （2）（1）の方が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者、サービス管理責任者等（以下、「支援者等」という。）で、ピアサポーターと協働し支援を行う方

※身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等、種別は問いません。

※雇用が見込まれるとは、雇用契約を結ぶ予定の事業所が決まっていることをいいます。

※受講対象の障害福祉サービス等は、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型です。

## 5. 定員

1 5 名程度（ピアサポーター及び管理者等を合わせた人数です。）

※募集定員を上回る申し込みがあった際には、ピアサポート体制加算算定状況、ピアサポーター雇用状況等を参考に受講者を選定させていただく場合があります。

## 6. 申込み

### (1) 申込方法

別紙申込書をメールにて提出してください。

また、お申し込みは事業所単位で、原則ピアサポーターと支援者等の2人1組でお申し込みください。

支援者等1名とピアサポーター2名以上のお申込みも可能です。

※メールでの申込みが難しい等のご事情がある方は、「13.お問い合わせ先」までご連絡ください。

### (2) 申込先

医療法人宮本病院 地域活動支援センター櫻

メール：w.peer.sakura@gmail.com

### (3) 申込み切

令和7年8月8日（金）17時

## 7. 受講者の決定

受講の可否については、申込者全員に通知します。（8月中旬）

※申込時に記入いただいた連絡先にメールにてお知らせします。

## 8. 修了証書

基礎研修、専門研修の全日程を修了した者に対し、氏名・生年月日を記載した修了証書を交付します。

## 9. 受講料

無料

※参加にかかる旅費・滞在費は、受講者の負担となります。また、昼食等は各自で対応願います。

## 10. 研修の受講にあたっての配慮事項

研修の受講にあたっては、受講者の障害についての配慮すべき事項に対応した適切な配慮を行います。

配慮すべき事項がありましたら、受講申込書の配慮事項にご記入ください。

## 11. その他

・会場の駐車スペースには限りがありますので、できるだけ乗り合わせてご来場ください。

・交通事情等を考慮し、余裕をもって会場に到着するようにしてください。

・研修当日、公共交通機関（電車等）等の事情により、研修時刻までに会場に到着することが困難な場合は直ちに〈医療法人宮本病院地域活動支援センター櫻 研修担当：070-4700-3281〉までそのことを連絡してください。なお、その際には必ず公共交通機関が発行する遅延証明書等の交付を受けてください。 **※この場合以外の遅刻は認められません。**

・警報や注意報が発表されている場合でも、原則研修を実施します。

変更・中止の場合は、研修当日の午前8時以降に〈上記研修担当〉より、申込書に記載いただいた連絡先あてにお電話にてお知らせします。

## 12. 個人情報の取り扱い

お預かりした個人情報は本研修の開催目的にのみ利用し、県と研修事業受託者である医療法人宮本病院が共有します。

必要に応じて、個人情報に配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合があります。

## 13. お問い合わせ先

(1) 研修に関して【医療法人宮本病院 地域活動支援センター 櫻 中野】

TEL : 073-444-2505 / 070-4700-3281 (研修当日)

FAX : 073-446-6607 メール : w.peer.sakura@gmail.com

(2) ピアサポート体制加算及び制度に関して【和歌山県障害福祉課】

TEL : 073-441-2533 FAX : 073-432-5567 メール : e0404003@pref.wakayama.lg.jp

### 《ピアサポート体制加算》 100 単位／月

○対象サービス：自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(1) 「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方で 0.5 人以上配置していること（併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が 0.5 人以上の場合も算定可。）。

① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者

② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者（支援者等）

(2) (1) の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われていること。

(3) (1) の者を配置していることを公表していること。

### 《ピアサポート実施加算》 100 単位／月

○対象サービス：就労継続支援 B 型

利用者に対して、就労及び生産活動について当該障害者である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1 月につき所定単位数を加算する。

○算定要件

(1) 就労継続支援 B 型サービス費 (IV)、就労継続支援 B 型サービス費 (V) 又は就労継続支援 B 型サービス費 (VI) を算定していること。

(2) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ配置していること。① 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者 ② 当該就労継続支援 B 型事業所の従業者

(3) (2) の者により、当該就労継続支援 B 型事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が 年 1 回以上行われていること。

《ピアサポート実施加算》 100 単位／月 (R6 新設)

○対象サービス ① 自立訓練（機能訓練・生活訓練 ＊宿泊型自立訓練を除く）

② 共同生活援助（ア 移行支援住居の利用者 イ 退居後共同生活援助の利用者）

利用者に対して、当該障害者である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

○算定要件

- （１）地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ配置していること。 ① 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者 ② 当該指定事業所の従業者
- （２）②の者により、当該指定事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。